

平成30年度 栃木県食品衛生監視指導計画の概要

食品安全性確保のため、食品等事業者の監視指導や流通食品の検査、消費者等との情報共有及び意見交換等を効果的かつ効率的に実施することを目的として、食品衛生法第24条の規定に基づき策定するもの

- 対象区域：栃木県内（宇都宮市（保健所設置市）を除く）
- 実施期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日まで
- 実施機関：保健福祉部生活衛生課、健康福祉センター（7か所）、保健環境センター、食肉衛生検査所



1 監視指導の実施に関する事項(P.3)

□ 営業施設への立入検査

- ・業種毎の危害度、HACCP導入状況等を勘案し、監視指導の重要度が高い順にA～Eの区分に分類し、年間立入回数を設定し、効果的な監視指導を実施

□ 一般監視事項

- ・法及び条例に基づく営業許可施設、条例に基づく届出施設、と畜場、食鳥処理場、野生獣肉処理施設を対象に、関係法令に基づき衛生管理や食品表示等について監視指導を実施

□ 重点監視指導事項

- 食中毒予防対策
 - ・ウイルス、細菌、自然毒等による食中毒の防止のための啓発、監視指導の実施
- HACCP導入の推進
 - ・HACCPによる衛生管理を推進するため、関係事業者への適切な助言・指導の実施
- 食肉の提供及び調理
 - ・十分に加熱調理を行うよう指導
- 臨時出店における衛生管理対策
 - ・イベント等の開催に伴い提供される食品の衛生指導の実施
- 食品表示の適正化の推進
 - ・食品表示に関する相談対応及び指導
 - ・適切なアレルギー表示、期限表示等の指導

□ 食品供給工程(フードチェーン)の各段階での監視指導

- ・関係機関(農政部、環境森林部等)との連携による監視指導の実施

□ 監視指導の強化に関する事項

- ・一斉取締り（夏期、年末）
- ・食品衛生月間（8月）
- ・食品表示適正化強化月間（8月、12月）
- ・特用林産物等の放射性物質対策

2 食品等の検査に関する事項(P.7)

□ 収去検査

- ・違反食品等を排除するため、県内で生産・製造・販売される食品等を対象とした収去検査の実施
- ・規格基準等検査、有害・汚染物質（残留農薬・抗生物質等）検査、放射性物質（流通食品等）検査

3 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項(P.8)

- ・国及び他自治体と緊密な連携を図りつつ、「栃木県食中毒処理要領」に基づく速やかな原因究明と危害拡大の防止

4 公表に関する事項(P.8)

- 食品衛生監視指導計画及びその実施状況
- 一斉取締り実施状況
- 食中毒等の違反事実
- 健康被害に係る事実
- 放射性物質検査の実施状況

5 情報の共有及び意見の交換に関する事項(P.9)

□ 監視指導計画の策定

□ リスクコミュニケーション等の実施

- ・食品等による危害発生防止のための情報提供（県ホームページ、県メールマガジン等による）
- ・各種イベントにおける普及活動や県政出前講座を通じた啓発活動
- ・「とちぎ食品安全フォーラム」の開催

□ 事業者による食品の自主回収への対応

6 食品等事業者の自主衛生管理の実施に関する事項(P.9)

□ 食品等事業者による自主衛生管理の推進

- ・食品衛生指導員の巡回指導支援
- ・食品衛生推進員制度の充実強化
- ・大量調理施設従事調理師等を対象とした衛生講習会実施支援

□ 食品等事業者に対するHACCP導入の推進

- ・「HACCPサポートセミナー」開催
- ・「とちぎHACCP」制度の普及定着、認証取得促進



7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項(P.10)

□ 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員等に関する事項

- ・講習会、研修等の充実による技術レベルの向上

□ 食品等事業者における自主衛生管理を担う者に関する事項

- ・食中毒予防等に関する衛生講習会実施